平成２４年（フ）第１３９号
長野市大字高田337番地17　パステルコーポ203号
債務者　尹　　仁姫
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鏡味　聖善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７６号
鹿児島県姶良市加治木町本町105番地
債務者　久山　徹朗
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝川　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１５６０号
埼玉県上尾市柏座１丁目10番１号　キャッスル上尾805
債務者　黒澤　美子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　慶一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜1197番地13、旧住所埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷70番地７レジェン嵐山102号
債務者　関根　　浩
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４９７号
静岡県浜松市南区三和町132番地　ファミール三和202号、前住所静岡県浜松市中区葵西２丁目17番15―204号　ライオンズマンション浜松葵町
債務者　栗田　裕司
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊田　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
愛知県豊橋市西幸町字幸113番地５
債務者　亀山　スミ
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２１４８号
横浜市戸塚区小雀町868番地
債務者　小野タミエ
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野竹　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９１号
岐阜市須賀３丁目５番７号
債務者　セントラル・リザーブこと　赤堀　幸郎
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４０６号
大分県別府市大字鶴見1783番地の18
債務者　橋本　博明
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉木　正明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１８９号
静岡県富士宮市大岩177番地の２　コーポ桑山101号、前住所静岡県富士宮市小泉2249番地の１　プラムクリークＡ202
債務者　髙桑　清実
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３２９号
函館市富岡町２丁目17番16―101号
債務者　佐藤　智美
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８７号
岐阜県大垣市寺内町４丁目59番地２　ハイエスト第２ビル406号室
債務者　山﨑　　渉
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
愛知県安城市和泉町高曽根39番地
債務者　石川　貴大
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２４９号
埼玉県川口市西川口１丁目23番13―302号　仁志クイーンコーポ
債務者　水野　　章
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７０号
埼玉県川口市仲町５番46号
債務者　葬祭かきぬまこと　柿沼　　宏
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１６号
さいたま市岩槻区大字慈恩寺138番地
債務者　福田桐枝こと　福田　桐恵
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６０号
埼玉県川口市大字神戸663番地の１
債務者　高橋　智佳
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係